

経営者の方 お困りではありませんか？

賃金制度改善相談窓口のご案内

福岡労働局では、賃金制度改善相談窓口を設置し、「従来の年功序列制の人事制度や賃金体系を見直し、能力や業績による労働者にとって魅力ある人事、賃金制度に改善したい。」「中小企業ではあるが、無理のない退職金制度を作りたい。」など、経営者からの賃金・退職金制度に関するご相談をお受けしています。

ご相談は、**無料**で、人事・賃金制度の改善に経験のある専門の賃金相談員が対応し、秘密は厳守されます。

相談できる内容は

- * 基本給と諸手当の決め方
- * 初任給や昇給の決め方
- * 人事考課を取り入れた賃金・賞与
- * 中途採用者や高齢者を含めたバランス良い賃金体系
- * 能率給・成果給を取り入れた賃金体系
- * 退職金制度の導入・改善 など



ご希望の方は、下記申込先にご連絡ください。相談日時は、調整の上、後日ご連絡いたします。

申込先

福岡労働局労働基準部賃金課

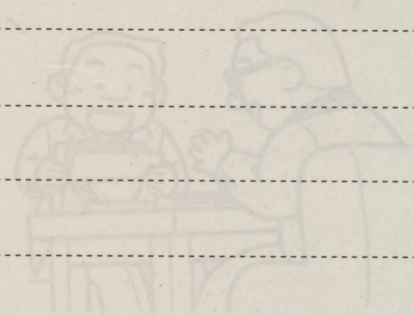
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

福岡合同庁舎新館4階

TEL 092 - 411 - 4578

FAX 092 - 411 - 2633

賃金・退職金制度相談申込書

相談希望日	第1希望日	月	日	午前・午後	時頃
	第2希望日	月	日	午前・午後	時頃
	第3希望日	月	日	午前・午後	時頃
相談者 職・氏名					
事業場の名称					
所在地	〒				
	TEL ()				
事業内容	製造業、販売業、(その他)				
労働者数 (企業全体)	正社員	人、パート等	人、出向者	人(同受入	人)
	派遣	人(同受入	人)	※概数可	
相談の内容	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">  </div>				